

# 文教厚生委員会 会議録

日 時 令和5年3月15日（水）

午前10時03分開会、午後0時08分閉会

場 所 第1委員会室

---

## 1 開 会

## 2 委員長挨拶

## 3 協議事項

### (1) 付託された議案の審査

- ① 議案第21号 令和5年度土浦市国民健康保険特別会計予算
- ② 議案第22号 令和5年度土浦市後期高齢者医療特別会計予算
- ③ 議案第23号 令和5年度土浦市介護保険特別会計予算
- ④ 議案第33号 令和4年度土浦市国民健康保険特別会計補正予算（第3回）
- ⑤ 議案第34号 令和4年度土浦市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3回）
- ⑥ 議案第35号 令和4年度土浦市介護保険特別会計補正予算（第3回）

### (2) その他協議事項

- ① 土浦市公共施設等再編・再配置計画について（行革デジタル推進課）

## 4 閉 会

---

## 出席委員（7名）

委員長	下村	壽郎
副委員長	奥谷	崇
委員	福田	一夫
委員	鈴木	一彦
委員	塚原	圭二
委員	矢口	勝雄
委員	目黒	英一

---

## 欠席委員（1名）

委員	田子	優奈
----	----	----

---

説明のため出席した者（7名）

保健福祉部長	塚本 哲生
高齢福祉課長	塚本 浩幸
国保年金課長	刈山 和幸
こども未来部長	加藤 史子
こども政策課長	菊田 宏巳
保育課長	野中 佑起男
行革デジタル推進課長	元川 宏

---

事務局職員出席者

主 幹 鈴木 優大

---

傍聴者（1名）

---

○**下村委員長** ただ今から文教厚生委員会を開会いたします。はじめに、協議事項2から入りたいと思いますので、よろしく申し上げます。土浦市公共施設等再編再配置計画についてを議題といたします。執行部より御説明をお願いします。

○**元川行革デジタル推進課長** 委員会資料の①をお開きいただきたいと存じます。土浦市公共施設等再編再配置計画について、御説明させていただきます。お開きいただいている資料は概要版となっておりますが、今年度内部会議及び外部委員会に諮りながら策定作業を進めてまいりました。こちらの土浦市公共施設等再編再配置計画につきまして、文教厚生委員会におきましても9月議会、12月議会の委員会の中で御案内差し上げておりましたが、今般計画策定となりましたので、御報告させていただきたいと存じます。こちらの概要版以外に計画書につきましては、サイドブックス、その他の資料、計画プラン等のフォルダにデータを掲載させていただいておりますので、後程御確認いただきますようよろしくお願いいたします。簡単でございますが、以上報告させていただきます。よろしくお願いいたします。

○**下村委員長** 委員の皆さん御質問等ございますか。

（「なし」という声あり）

○**下村委員長** ないようですので、その他に入ります。菊田課長、野中課長より委員の皆さんへ報告がありますので、よろしくをお願いします。

○**菊田こども政策課長** 2点、御説明させていただきます。まず1点目につきまして、本日の委員会資料の②をお願いいたします。認定こども園整備工事の壁のコア抜きについてというものでございます。こちらの事前の委員会の時におきまして、整備状況の説明の際に御指摘がございましたが、外側から一番上に掲げている外側からの写真で、壁のコンクリート部分に穴が多数開けられていて構造上問題がないか、安全なのかということについてでございます。この点につきまして、工事の監督をしている住宅営繕課に確認をしましたところ、この写真の内側からのところの一番下のところの写真ですけれども、穴が開いている部分につきましては、厚みがあるはりの部分ではなくて、はりの下のところ、いわゆるはり下と言われている部分だということでございます。今回開けたものと工事前に開けられていたものとがあるということでございます。配管を通すための穴で、工事の市の監督員と設計監理者、設計者とが構造上の確認をした上で、穴を開ける場所を決めて実施したとのことでございます。また、コンクリートに穴を開ける際は、真ん中の写真でございますけれども、調査器具によりまして穴を開ける位置に鉄筋などが入っていないことを確認しながら、実施しているとのことでございます。この真ん中の写真の黒くなっている部分が多数ありますけれども、これは穴ではなくて、ボードを貼り付けていた接着剤の跡であるということでございます。今回配管を通すために開けたもの以外の穴は、その穴をモルタルで埋め直すということでございます。もう1点でございますが、こども未来基金の活用についてどのように考えているかということにつきまして、再度お答えさせていただきたいと思っております。今回予算で科目計上をさせていただきましたが、検討していたのかというところで御指摘がございました。前回の指摘を受けたのが令和4年の9月議会の時に、決算の時の指摘内容として御指摘を受けました。この時期につきましては、もう既に令和5年度の予算の政策の検討は7月から3か年事業計画で進んでいた時期で、その3か年事業に上げないと翌年の事業化ができないというプロセスでやっておりまして、政策の検討のプロセスがもう既に進んでいた時でございます。その目的の事業化や基金の積立てなど、今回のこの令和5年予算には政策的検討が反映できなかったものでございます。そして、基金条例につきまして、その条例の第2条に積立てに関する規定がございますけれども、この規定では、基金として積み立てる額は一般会計歳入歳出予算で定めるとしております。これは予算で定めるということから、予算で定めれば、積立てはできるものでございます。これまでは、寄付金があった場合に積み立てる扱いで対応しておりましたけれども、今後は基金の利用用途につきまして、これは政策判断を要することではありますが、検討を進めて、子ども・子育て

支援計画を今後策定する中で市民へのアンケート調査も予定しておりますし、市民のニーズも伺いながら事業の内容や、その財源としての基金への積立てをそれぞれ検討してまいりたいと考えております。

○**下村委員長** 委員の皆さん何か意見、質問等ございますか。よろしいでしょうか。これは先ほども菊田課長から報告ありましたが、昨年9月の決算の時の委員長報告の中に積立てのことについて意見を出しました。その中では、積立金はどのように考えていらっしゃるのかということだろうと思うのですが、福田委員からの意見を取り上げたものでした。今後もそういったことについては、委員会の最後に意見の出し方について御協議したいなというふうに考えておりますので、よろしくお願いします。これは最後にまとめないと、ここで議論しても仕方がないというふうに感じますので、よろしくお願いします。ほかになければ、野中課長より報告があります。

○**野中保育課長** 私から3点について、御説明させていただきます。まず先日の分科会の中で議案第32号、令和4年度一般会計補正予算（第15号）の3款民生費、2項児童福祉費、6目私立保育園費、19節扶助費の広域保育給付費、2号、3号保育認定分の2,670万2,000円の増と22節償還金利子及び割引率の子供のための教育保育給付交付金返還金の3,385万5,000円につきまして、鈴木委員から金額が大きいため詳しい説明を求められました。明確な回答ができなかったため、本日資料に基づき御説明させていただきます。それでは、サイドブックの資料の③をお願いいたします。まず19節の扶助費になります。補正の理由ですが、市外の民間保育所を利用している利用児童の延べ人数が150人増加し、令和4年度の公定価格単価が1万6,200円の増加により当初予算に不足が生じ、増額をするものでございます。令和4年度の予算5,489万円の算出根拠なのですが、①としまして、令和元年から3年までの過去3年間の平均の延べ利用人数、こちらの延べ人数のほうなのですが、1年間で月に利用した児童数を合算した人数です。例えば1人の児童が12か月利用すると12人になります。こちらに伸び率で1.05を乗じて、延べ519人と試算してございます。②としまして、こちらの下の方の表になりますが、令和3年度の公定価格単価が10万5,761円、月のほうになります。こちらを先ほどの延べ人数と掛けまして、5,489万円と予算を算出してございます。今回の補正なのですが、こちらの表を見ていただきまして、2行目の実績見込みなのですが、延べ人数が669人ということで、150人増、公定価格が12万1,961円ということで、1万6,200円の増になりまして、実績見込額が8159万1,990円となりまして、差引き2,670万1,909円が増加しましたので、不足する2,670万2,000円の増額補正をお願いしたものでございます。

○**下村委員長** これについては、皆さん質問等よろしいですか。

○福田委員 市外の民間保育所を利用しているという方が増えたということなのですが、どちらの民間保育所を利用しているのですか。

○野中課長 表を見まして、近隣の市町になるのですが、一番大きいところがかすみがうら市が20人近くになってございます。また、阿見町、牛久市、つくば市です。保護者の方が勤務地に近いところに、市外の保育所に児童を通わせていると考えてございます。

○福田委員 かすみがうら市が20人で、阿見町はどのぐらいなのですか。

○野中保育課長 保育所の一覧の表は持ってきたのですが、市町村のほうはかすみがうら市しか算出しておりませんので、個別のものは後で御報告いたします。申し訳ございません。

○下村委員長 ほかにはよろしいですか。

(「なし」という声あり)

○下村委員長 つぎに、野中課長より御報告をお願いします。

○野中保育課長 つづきまして、資料の④をお願いいたします。22節償還金利子及び割引率になります。こちらの補正の理由なのですが、予算要求時に満3歳未満、3号認定の児童を多く見込んだが、実績では私立保育園及び地域型保育施設での利用人数が少なかったことにより一部返還金が生じたため、増額をするものでございます。国庫交付金の対象となる事業は、私立保育園運営事業、私立認定こども園運営事業、地域型保育運営事業でございます。この表の一番右側が国庫交付金の受入済額になります。その一番下、こちらの合計欄が15億5,990万7,184円になってございます。次の表なのですが、こちらが令和3年度の実績の数字で、国庫交付金の交付決定額になります。こちら右の表の一番下を御覧いただきまして、15億2,605万2,628円になってございます。こちらの原因なのですが、その下の表を見ていただきまして、こちらは1号認定、2号認定、3号認定の子供たちの人数でございます。その中で3号認定のところなのですが、当初見込みで1万1,830人を見込んでいたのですが、実際実績では1万885人ということで、945人を多く見込み過ぎたために、国庫交付金の受入済額の15億5,990万7,184円から国庫交付金の交付決定額15億2,605万2,628円を差し引きまして、3,385万4,556円、返還金としまして3,385万5,000円を増額補正をお願いするものでございます。

○下村委員長 ほかに皆さんからの御意見ございますか。

(「なし」という声あり)

○下村委員長 ないようですので、報告をもう一つお願いします。

○野中保育課長 3点目になります。先日の委員会の中で目黒委員から議案第12号の土浦市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につきまして、放課後デイサービスも該当になるのか等の御質問がありましたが、今回改正になる省令を再度確認したところ、放課後デイサービスは該当いたしません。今回対象となるのは、放課後児童クラブのみでございます。

○下村委員長 これについては少し意見がありまして、採決する時に報告がないと採決を延ばすことになるところだったので、その辺についてはよくお調べいただいていたほうがよろしいかと存じますので、よろしくお願ひします。報告はこれで終わりということで、お疲れ様でした。それでは、協議事項(1)付託された議案の審査に入ります。サイドブックスは、本会議、令和5年、第1回定例会、事前配布資料、議案第18号～24号、令和5年度土浦市予算書を御準備ください。議案第21号、令和5年度土浦市国民健康保険特別会計予算を議題といたします。執行部より御説明願ひします。

○刈山国保年金課長 議案第21号、令和5年度国民健康保険特別会計予算について、御説明いたします。ページは244ページになります。歳入歳出予算の総額はそれぞれ142億8,834万1,000円で、対前年度比では7,260万9,000円、0.5%の増となっております。増額の主な要因につきましては、市から県へ納める納付金の増額によるものでございます。なお、国保の加入状況につきましては、令和5年1月末現在で被保険者数は2万8,966人、前年同月比で1,864人、6%の減となっております。248ページをお願いいたします。こちら、第2表債務負担行為でございます。検診委託料につきましては、健診後に実施する特定保健指導が一定期間を要し年度を超える場合があることから、期間と限度額を設定するものでございます。次のジェネリック医薬品利用差額通知事業委託料につきましては、通知後のレセプトデータによる効果測定が年度を超える場合があるため、期間と限度額を設定するものでございます。それでは、歳入から説明させていただきますので、252ページをお願いいたします。歳入、1款国民健康保険税は、歳入予算額の17.7%を占めるもので、被保険者数の減少などにより前年度との比較では、1億538万5,000円、4%の減となっております。1項、1目一般被保険者国民健康保険税及び2目退職被保険者等国民健康保険税に区分され、さらにそれぞれ医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の三つの区分の現年課税分と滞納繰越分に分けられております。255ページをお願いいたします。4款国庫支出金、1項、1目災害臨時特例補助金は、東日本大震災の福島原発事故に伴う避難者の国民健康保険税及び医療機関等に支払う一部負担金の減免分を補填するために交付されるものでございます。つづきまして、256ページをお願いいたします。5款県支出金、1項、1目保険給

付費等交付金でございます。1節普通交付金は、被保険者の医療費である保険給付費の支払に必要な費用が県から交付されるものでございます。2節特別交付金につきましては、説明欄1項目の保険者努力支援分につきましては、各保険者における医療費適正化や収納率の向上等、国保が抱える課題に対する取組などの努力に対して点数に応じた支援金が交付されるものでございます。説明欄2項目の特別調整交付金交付分は、市町村の特別な事情等を考慮して交付されるものでございます。説明欄3項目の県繰入金2号分は、県の国民健康保険運営方針に対する取組状況の評価や、財政力等を勘案した算定額が交付されるものでございます。説明欄4項目の特定健診等負担金は、特定健康診査の実施に対して県と国がそれぞれ3分の1相当額を負担するものでございます。258ページをお願いいたします。7款繰入金、1項、1目一般会計繰入金でございます。前年度との比較では20.1%の減となっております。減額の主な要因といたしましては、令和4年度から賦課方式を3方式から平等割をなくして2方式に変更しましたが、1節保険基盤安定繰入金保険税軽減分の令和4年度当初予算計上に当たりまして、例年同様の算出方法で見込んでいたため、平等割の軽減相当分が過大な見込みとなっていたものでございます。なお、令和4年度の当繰入金につきましては、補正予算案にて減額補正をお願いしております。1節保険基盤安定繰入金から5節財政安定化支援事業繰入金までは、国が定める一般会計からの法定分の繰入れでございます。1節保険基盤安定繰入金保険税軽減分は、一般被保険者の低所得者に対する保険税軽減、7割、5割、2割の軽減分を県4分の3と市4分の1の負担金を繰入れるものでございます。2節保険基盤安定繰入金、保険者支援分は、低所得者が多い保険者に対する支援分として、国2分の1、県4分の1、市4分の1の負担金を繰入れるものでございます。3節保険基盤安定繰入金、未就学児均等割軽減分は未就学児の均等割5割軽減分として国2分の1、県4分の1、市4分の1の負担金を繰入れるものでございます。4節職員給与等繰入金につきましては、国保特別会計で負担している人件費等の事務経費相当分の額に対する繰入金でございます。5節出産育児一時金等繰入金は、出産育児一時金支給額の市負担分3分の2相当額を繰り入れるものでございます。6節財政安定化支援事業繰入金は、国保が低所得者や高齢者の加入割合が多いことなど、保険者の責めに期すことのできない実情に対する繰入れで、財源は国から交付税措置されるものでございます。7節その他一般会計繰入金につきましては、財源不足等を補填するために、法定外分として計上している繰入金でございます。なお、令和5年度は国、県が推進している赤字削減解消の方針に基づき、決算目的には当たらない経費、マル福波及分、保険事業分のみを繰入れとし、前年度と同額の1億円となっております。2項、1目、1節財政調整基金繰入金につきましては、財源不足を調整するものでございます。260ページをお願いいたします。9款

諸収入、3項、1目一般被保険者第三者納付金につきましては、交通事故等の第三者の不法行為による保険給付について、県国保連合会に損害賠償の求償事務を委託して収納する賠償金です。なお、説明欄の訴訟分につきましては、12月の定例会で御報告させていただきました訴訟分で、令和5年度中に結審した場合の見込額でございます。以上が歳入予算でございます。つづきまして、261ページをお願いいたします。歳出予算について、御説明させていただきます。1款総務費、1項、1目一般管理費は職員人件費のほか一般管理事業の会計年度任用職員1名分の人件費、国保事務執行に係る一般事務経費で、前年度の比較では12.2%の減となっております。一般管理事業の主なものといたしましては、11節役務費、手数料は県国保連合会へのレセプト管理手数料及び交通事故に等における第三者求償事務の取扱手数料でございます。12節委託料、弁護士委託料は、交通事故による第三者の不法行為に係る保険給付の訴訟のため、市の顧問弁護士に委託する第三者行為訴訟代理人委託料でございます。262ページをお願いいたします。2目賦課徴収費は、会計年度任用職員4名分の人件費のほか事務経費で、前年度との比較では0.9%の減となっております。主なものといたしましては、12節委託料の電算委託料は、国保加入者の資格給付管理の共同電算処理や保険被保険者証の作成等の電算業務委託料でございます。263ページをお願いいたします。2款保険給付費につきましては、国保特別会計の歳出予算額の69.1%を占めており、前年度との比較では0.3%の増となっております。1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費は、被保険者の診療や入院時などの給付分でございます。3目一般被保険者療養費は、各被保険者における保険適用となった柔道整復施術費やコルセット代などの給付分でございます。5目審査支払手数料は、県国保連合会において行う診療報酬明細書レセプトの審査とレセプト電算処理の手数料でございます。264ページをお願いいたします。2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費は、1か月間の医療費の自己負担が高額となった場合に自己負担限度額を超えた分が支給されるものでございます。3目一般被保険者高額介護合算療養費は、医療と介護保険サービスのいずれも利用する場合の負担軽減する制度で、1年間の医療費と介護料の負担合計額が高額となった場合に限度額を超えた分が支給されるものでございます。265ページをお願いいたします。265ページの下段4項出産育児諸費、1目出産育児一時金は被保険者が出産した際に50万円を限度として支給するもので、支給額の増額により前年度との比較では7.1%の増となっております。5項葬祭諸費、1目葬祭費は、被保険者が死亡した場合に葬儀を執り行った方に葬儀費用として5万円を給付するものでございます。266ページをお願いいたします。6項傷病手当諸費、1目傷病手当金につきましては、新型コロナウイルス感染症に感染された、又は発熱等の症状があり感染が疑われる者が療養のため労務に

服することができない時に、療養中の生活保障として支給されるものでございます。なお、当予算計上時点におきましては、適用期間が示されていなかったため、年間の必要額で計上しておりました。2月1日の通知で適用期間が本年5月7日までと示されたことから、申請状況等を踏まえて適切に対処してまいりたいと考えております。つぎに、267ページをお願いいたします。3款国民健康保険事業費納付金は、県が市町村ごとに算出した額を国民健康保険事業費納付金として県に支払うものでございます。1項医療給付費分、2項後期高齢者支援金等分、3項介護納付金分に分かれており、合計で40億7,084万7,000円。前年度比では3億2,395万、8.6%の増額となっております。268ページをお願いいたします。4項退職被保険者等分、1目精算後追加納付分につきましては、国民健康保険事業費納付金の退職被保険者等分で、国保税収納済額や医療給付費実績等による県の算出額をその翌々年度に支払うものとなっております。令和3年度分として算定された当該納付金を県に支払うものでございます。つづきまして、270ページをお願いいたします。5款保健事業費、1項、1目特定健診等事業費は、保険者に義務付けられた特定健康診査事業において生活習慣病予防対策や、生活習慣の改善指導を実施するための経費で、前年度との比較では13.9%の減となっております。説明欄1項目の特定健康診査等事業の主なものとしたしまして、12節検診委託料につきましては、県総合健診協会、医療機関等に対する特定健診及び特定保健指導の委託料でございます。18節負担金補助及び交付金の特定健診関連人間ドック等補助金は、人間ドック、脳ドック受診者の特定健診基本項目分に対する補助でございます。なお、受診者1人分の費用として特定健診基本項目分が国、県の補助の対象となることから、特定健診分のドック受診実績が確定できるように、271ページ、2項、2目の疾病予防費の単独分、疾病予防事業の人間ドック、脳ドック、検診補助金と分けて計上しております。説明欄2項目の特定健康診査未受診者勧奨通知事業につきましては、受診率向上のため未受診者への受診勧奨通知表でございます。説明欄3項目の特定健康診査に係るかかりつけ医からの情報提供事業につきましては、治療の一環として行った特定健康診査の項目について、医療機関から検査データの提供をいただくものでございます。271ページをお願いいたします。2項、2目疾病予防費の説明欄1項目の疾病予防事業は、市単独分の生活習慣病検診、人間ドック、脳ドック検診の補助金でございます。説明欄2項目の医療費適正化特別対策事業は、診療報酬明細書レセプトの点検に係る会計年度任用職員4名分の人件費のほか事務経費でございます。説明欄3項目のジェネリック医薬品利用差額通知事業は、ジェネリック医薬品利用差額通知に係る委託料でございます。273ページをお願いいたします。7款諸支出金、1項、1目一般被保険者

保険税還付金は、一般被保険者の国保税の過年度分の過誤納還付金でございます。275ページをお願いいたします。12款予備費は、前年度と同額の計上でございます。

○**下村委員長** 質問等ありますか。

○**塚原委員** 265ページの出産育児一時支給事業の5,400万、これの算出方法をもう一度教えていただいてもいいですか。

○**刈山国保年金課長** 対象者数は前年の平均を見まして108名ということで考えております。

○**塚原委員** 今回も50万円が108名で、5,400万という感じで出されてるといいますか。

○**刈山国保年金課長** 108名掛ける50万ということで、限度額まで見ております。

○**塚原委員** 分かりました。

○**下村委員長** 256ページでこういうお話があったと思います。保険者努力支援分というのがありました。これはどのような仕組みなのですか。

○**刈山国保年金課長** 努力支援分につきましては、いろいろな各項目がございまして、例えば先ほどジェネリックの通知などを出しているというようなこととお話しさせていただきました。そういった医療費に対して抑制する措置がされているですとか、保険税の納付について徴収率を上げるような努力をしているとか、そのような各項目が何十項目もあるんです。それを点数化しておりまして、点数を入れていって認められた額が交付されます。しかし、これにつきましては点数が高いからといって前年度よりも多くもらえるという制度ではなくて、国の予算の範囲内で点数を決めておりまして、その点数の配分によって、どこも高ければ同じ点数でも交付金が少なくなってしまうような、そういったところがございます。また、項目が毎年同じではなくて、年の目玉みたいなもので変わってくるようなことがございます。例えばマイナンバー制度が始まった頃につきましては、マイナンバー制度に対して周知を行っているかというようなところも点数がございました。ですので、土浦市としては保険証の交付時にマイナンバーの制度の周知を図りまして、その点数をいただくなど、そういうことをやっております。また、現在行革デジタルのほうでやっていたのですが、1階のところではマイナンバーカードのマイナポイントについて、被保険証とのひもづけ、これを積極的にやっているような場合については点数をいただけるというようなカウントでいただいているものでございます。

○**下村委員長** 一生懸命すると、どんどん交付金が上がっていくのかなというふうに感じたものですから、土浦市はどの程度までやっているのかなというところをお聞きしたかったんです。

○刈山国保年金課長 令和4年度の点数でございますが、満点で960点のところ、土浦市は543点でございます。県内の順番ですと、44市町村中13位というような結果が出ております。

○下村委員長 分かりました。先ほど言ったように、13位であるからと言っても、実際にはいっぱいいただけるわけではないということですね。

○刈山国保年金課長 当然点数が高いほうがいっぱいもらえるわけですが、市町村が皆さん点数を取ると予算の範囲内ということになりますので、960点で1点が点数が低くなってしまいます。皆さんが点数を取ると。ですので、その配分は当然44市町村中13位ですから、茨城県内では13番目に金額が多くもらえているのですが、その金額が毎年上下してしまっていて、必ず一定ではないということでございます。

○下村委員長 保健福祉部がやることではないことをいっぴいやると、点数が良くなるということもあるわけですね。先ほどのマイナンバーカードなどの難しいところが関連しているんですね。

○刈山国保年金課長 先ほどのマイナンバーのところなのですが、それはあくまでマイナ保険証、この部分がありますので、そことのひも付けで点数化されているというところでございます。

○下村委員長 分かりました。13位頑張っているほうなんでしょう。どうなんですか。

○刈山国保年金課長 努力はしております。

○下村委員長 もう少し頑張ってもらおうと、もっと高くなるかもしれませんが、難しいところだと思います。ほかには皆さんありますか。

(「なし」という声あり)

○下村委員長 なければ、採決をいたします。議案第21号は原案どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○下村委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第21号、令和5年度土浦市国民健康保険特別会計予算は、原案どおり決しました。つぎに、議案第22号、令和5年度土浦市後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。執行部より御説明願います。

○刈山国保年金課長 議案第22号、令和5年度後期高齢者医療特別会計予算について、御説明いたします。資料は、280ページをお願いいたします。歳入歳出予算の総額は、それぞれ22億9,416万2,000円で、対前年度比では8,549万4,000円、3.9%の増となっております。増額の主な要因は被保険者数の増加によるもので、被保険者数は令和5年1月末現在で2万2,299人、同年の前月末

の比較では929人、4.3%の増となっている状況でございます。歳入から説明させていただきますので、286ページをお願いいたします。歳入の1款後期高齢者医療保険料は被保険者の医療給付に充てる財源として調整するもので、年金から差し引かれる特別徴収と納付書により納付いただく普通徴収に分かれており、対前年度比で3.9%の増となっております。なお、保険料率は2年ごとに見直しとなっております、前は令和4年度が見直し年度でありましたが、据置きとなっております。次回の見直しは、令和6年度となります。288ページをお願いいたします。3款繰入金、1項、1目事務費繰入金は、職員5名分の人件費や電算処理業務委託料などの事務経費に対する一般会計からの繰入れで、前年度との比較は、3.5%の減となっております。2目保険基盤安定繰入金は保険料軽減分を公費で負担するための繰入れ、一般会計に交付された県支出金に市費分を合わせて同会計から繰り入れるもので、前年度との比較では6.2%の増となっております。3目保健事業繰入金は、被保険者の健康増進を図るために健康診査や人間ドック、脳ドック受診の市単独検診項目分に係る経費を一般会計から繰り入れるもので、前年度との比較では4.4%の減となっております。290ページをお願いいたします。4項、1目雑入の後期高齢者健康診査業務委託金は、生活習慣病予防対策として広域連合からの受託により実施している被保険者の健康診査の委託金が主なものでございます。以上が歳入でございます。つづきまして、291ページをお願いいたします。歳出予算について、御説明させていただきます。1款総務費、1項、1目一般管理費は職員人件費のほか後期高齢者医療事業の事務執行に係る事務経費で、前年度との比較では3.6%の減となっております。292ページをお願いいたします。3款保健事業費、1項、1目健康診査費は、広域連合からの受託により実施する被保険者の健康診査を行うための経費で、前年度との比較では5.4%の減となっております。2目疾病予防費は、県広域連合が指定する健康診査の基本項目以外に対する市単独分の健康診査委託料と人間ドック及び脳ドックへの補助金で、前年度との比較では3.9%の減となっております。295ページをお願いいたします。5款予備費は、前年度と同額の100万円の計上でございます。

○**下村委員長** 委員の皆さんただ今の説明に御意見、御質問等ありますか。

(「なし」という声あり)

○**下村委員長** それでは、採決をいたします。議案第22号は原案どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○**下村委員長** 御異議なしと認めます。よって、議案第22号、令和5年度土浦市後期高齢者医療特別会計予算は、原案どおり決しました。つぎに、議案第23号、令和5年度土浦市介護保険特別会計予算を議題といたします。執行部に御説明願います。

○塚本高齢福祉課長 それでは、300ページをお願いいたします。議案第23号、令和5年度土浦市介護保険特別会計予算につきまして、御説明申し上げます。介護保険の給付事業でございます、保険事業勘定の歳入歳出の予算の総額につきましては、それぞれ123億7,611万4,000円で、対前年比2,865万8,000円、0.2%の減となっております。前年度に比べまして予算が減額となった理由でございますが、一般会計のところでも申し上げましたとおり地域支援事業の一部が重層的支援体制整備事業として介護保険特別会計から一般会計に移行したことが大きな理由でございます。それでは、保険事業勘定の歳入から主なものについて、御説明申し上げます。予算書の306ページをお願いいたします。1款保険料、1項介護保険料、1目、第1号被保険者保険料につきましては、65歳以上の第1号被保険者の保険料でございます。前年比823万4,000円、0.3%の増でございます。つづきまして、308ページをお願いいたします。3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金につきましては、介護給付費に対する国の負担分で、居宅サービス給付費の20%及び施設サービス給付費の15%が対象となります。前年比1,822万1,000円、0.9%の増でございます。2項国庫補助金、1目調整交付金につきましては、国庫負担金の調整分で、国の示す交付率によるものでございます。2目地域支援事業交付金、介護予防日常生活支援総合事業につきましては、介護予防日常生活支援総合事業に対する交付金で、事業費の20%に調整交付金を加えた額が交付となります。前年比922万8,000円、17.5%の減を見込んでおります。これは、介護予防日常生活支援総合事業の一部が重層的支援体制整備事業として一般会計に移行したことによるものでございます。3目地域支援事業交付金、介護予防日常生活支援総合事業以外の地域支援事業につきましては、包括的支援事業、任意事業に対する交付金で、交付率は事業費の38.5%となり、前年比6,995万6,000円、75.5%の減を見込んでおります。こちらの交付金も一部が一般会計に移行しているものでございます。5目保険者機能強化推進交付金につきましては、市町村による高齢者の自立支援、重度化防止等の取組を支援するための交付金で、前年比390万7000円、21.2%の増を見込んでおります。6目介護保険保険者努力支援交付金につきましては、市町村による予防、健康づくり、高齢者の自立支援重度化防止等の取組を支援するための交付金で、前年比23万2,000円、1.0%の減を見込んでおります。309ページをお願いいたします。4款、1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金につきましては、40歳から64歳までの第2号被保険者の保険料で、保険給付費の27%が支払基金から交付されるもので、前年比2,860万7,000円、0.9%増を見込んでおります。2目地域支援事業支援交付金、介護予防生活支援サービス事業費、一般介護予防事業費の27%が支払基金から交付され

るもので、前年比274万7,000円、4.5%増を見込んでおります。310ページをお願いいたします。5款県支出金、1項県負担金、1目介護給付費負担金につきましては、介護給付費の県負担分で、居宅サービス給付費の12.5%と施設サービス給付費の17.5%が交付されるもので、前年比1,621万5,000円、0.9%増を見込んでおります。2項県補助金、1目地域支援事業交付金、介護予防日常生活総合事業につきましては、日常生活支援総合事業に対する交付金で、事業費の12.5%が交付となるもので、前年比447万2,000円、15.9%の減を見込んでおります。減額の理由といたしましては、介護予防日常生活支援総合事業の一部が重層的支援体制整備事業として一般会計に移行したことによるものです。2目地域支援事業交付金、介護予防日常生活支援総合事業以外の地域支援事業につきましては、包括的支援事業、任意事業に対する交付金で、事業費の19.25%が交付されるもので、前年比3,497万9,000円、75.5%の減を見込んでおります。これらの交付金も一部が一般会計に移行しているものでございます。312ページをお願いいたします。7款繰入金、1項一般会計繰入金、1目介護給付費繰入金につきましては、保険給付費の市負担分で、保険給付費の12.5%を一般会計から繰り入れるもので、前年比1,324万4,000円、0.9%増を見込んでおります。2目地域支援事業繰入金、介護予防日常生活支援総合事業及び3目地域支援事業繰入金、介護予防日常生活支援総合事業以外の地域支援事業につきましては、地域支援事業の市負担分で、2目が12.5%、3目が19.25%、それぞれ一般会計から繰り入れるものでございます。4目低所得者保険料軽減繰入金につきましては、低所得者の保険料負担軽減策として保険料段階が第1段階から第3段階の保険料の負担率を引き下げるため一般会計から繰り入れるもので、財源の内訳は国が2分の1、県と市がそれぞれ4分の1の負担となっており、前年比34万5,000円、0.2%増を見込んでおります。5目その他一般会計繰入金、一節職員給与費等繰入金につきましては、介護保険事業に携わる職員の人件費に対する一般会計からの繰入金でございます。2節事務費繰入金につきましては、介護保険事業に係る事務費に対する一般会計からの繰入金でございます。2項基金繰入金、1目介護給付費準備基金繰入金につきましては、保険給付費の不足分を準備基金から取り崩して充当するものでございます。歳入につきましては、以上でございます。つぎに、歳出について御説明いたします。315ページをお願いいたします。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費につきましては、介護保険事業に携わる職員19名分の職員人件費のほか一般管理事業として介護保険事務処理に係る電算業務委託料等の経費で、前年比1,558万4,000円、11.3%の増を見込んでおります。316ページをお願いいたします。3項、1目介護認定審査会費につきましては、介護保険の認定審査会に係る経費で、介護認

定審査会審査委員36名に対する報酬とペーパーレス化に伴うシステムの使用料が主なものでございます。2目認定調査費、調査等費につきましては、介護保険の認定調査等に要する経費でございまして、調査員4名及び事務員3名の計7名分の非常勤職員の報酬や主治医意見書の作成手数料、要介護認定調査の委託料などが主なものでございます。11節役務費のうち手数料は、介護認定に係る主治医意見書作成料となります。12節委託料につきましては、居宅介護支援事業所等への認定調査に伴う委託料が主なものでございます。318ページをお願いいたします。2款保険給付費につきましては、保険事業勘定の95.4%を占めており、各種介護保険サービスの提供に要した経費として国民健康保険団体連合会に支払う費用でございます。また、サービス費につきましては、国保連を通じてサービス提供事業者へ支払うものでございます。1項介護サービス等諸費、1目居宅介護サービス給付費につきましては、要介護認定者が利用した居宅介護サービス費をサービス提供事業者を支払う費用で、1億6,575万3,000円、3.8%の増を見込んでございます。3目施設介護サービス給付費につきましては、要介護認定者が入所している施設において利用したサービス費用を施設事業者を支払う費用で、1億5,681万9,000円、4.0%の増を見込んでおります。一番下、居宅介護住宅改修費につきましては、要介護認定者の方が手すりの取付けや、段差解消などの住宅改修をした際の改修費について20万円を限度に利用者に償還払いをする居宅介護住宅改修事業に係る費用で、214万6,000円、8.6%の増を見込んでございます。319ページをお願いいたします。7目居宅介護サービス計画給付費につきましては、要介護認定者が介護保険サービスを利用する際のケアプランの作成費用を作成事業者を支払う費用で、2,697万6,000円、4.5%の増を見込んでおります。9目地域密着型介護サービス給付費につきましては、要介護認定者が利用したグループホームや認知症対応型デイサービスなどの地域密着型サービス費用をサービス提供事業者を支払う費用で、1億7,334万1,000円、10.1%の減を見込んでおります。320ページをお願いいたします。2項介護予防サービス等諸費につきましては、要支援1と要支援2の方への各種介護予防サービスの提供に要する費用でございます。1目介護予防サービス給付費につきましては、要支援の方が利用した介護予防サービス費用をサービス提供事業者を支払うもので、822万2,000円、7.4%の減を見込んでおります。四つ目の介護予防住宅改修費につきましては、要支援の方が手すりの取付けや段差の解消などの住宅改修をした際の改修費について、20万円を限度に利用者に償還払いをする費用で、32万1,000円、2.4%の減を見込んでおります。5目介護予防サービス計画給付費につきましては、要支援の方が介護予防サービスを利用する際のケアプラン作成費用を作成事業者を支払う費用で、145万8,000円、6.5%の

増を見込んでおります。321ページをお願いいたします。下の箱になります。3項その他諸費、1目審査支払手数料につきましては、介護サービス費や介護予防サービス費等の介護保険給付費の請求、審査及び支払事務を委託している国保連に対する提出手数料の支払で、246万3,000円、20%の減を見込んでおります。322ページをお願いいたします。4項高額介護サービス等費、1目高額介護サービス費につきましては、要介護認定者が支払った居宅介護サービス費用が一定額を超えた場合、超えた額について償還払をする費用で、4,873万5,000円、14.1%の増を見込んでおります。下の箱になります。5項高額医療合算介護サービス等費、1目高額医療合算介護サービス費につきましては、1年間の医療保険と介護保険を合わせた自己負担額が一定額を超えた場合に、その超えた額について償還払する費用で、506万6,000円、10.4%の増を見込んでおります。323ページをお願いいたします。6項特定入所者介護サービス等費、1目特定入所者介護サービス費につきましては、要介護認定者のうち非課税世帯などの低所得者の方が施設に入所した場合の居住費、食費の自己負担分を軽減するための費用で、1億1,574万3,000円、24.2%の減を見込んでおります。つづきまして、324ページをお願いいたします。3款地域支援事業費、1項介護予防生活支援サービス事業費につきましては、平成29年度から実施しております日常生活支援総合事業になります。1目介護予防生活支援サービス事業費につきましては、緩和型の訪問サービスとして土浦市シルバー人材センターと社会福祉協議会への委託料になってございます。また、要支援の方、あるいは総合事業を対象者が利用したサービス費につきましては、国保連を通じてサービス提供事業者を支払う負担金でございます。2目介護予防ケアマネジメント事業につきましては、総合事業の対象者がサービスを利用する際のケアプランの作成費用について国保連を通じて支払う負担金でございます。一番下の箱、2項、1目一般介護予防事業費につきましては、一般介護予防事業を担当する職員の人件費のほか、325ページになりますが、介護予防啓発教室事業や介護予防セルフマネジメント事業、地域リハビリテーション活動支援事業に係る経費と高齢者の方がいつまでも元気で、介護が必要とならないようにするための事業に要する費用でございます。325ページの下箱、3項包括的支援事業任意事業の1目任意事業費につきましては、介護サービスが本来の目的に沿った形で提供され、高齢者の自立支援に資するものであるよう、サービスの内容の適正化、介護費用の適正化を図る介護保険適正化事業や、施設入所の相談や傾聴を行う介護相談員派遣事業、326ページに移りまして、ひとり暮らし高齢者等への食事を配達し、安否を確認する高齢者等在宅生活支援配食サービス事業、外出先での救急搬送や保護された時に緊急時の連絡先や警察、消防への情報提供を行う高齢者等見守りネットワーク事業など、高齢者の見守りに係る事業の経

緯となります。2目在宅医療介護連携推進事業費につきましては、かかりつけ医や多職種の協働による在宅医療と介護を一体的に提供できる支援体制の構築、運営を図るための事業に要する費用で、人生の最期まで住み慣れた我が家で暮らし続けることができるような地域づくりを行うための人件費及び市民向けの在宅医療や、介護、み取りをテーマにした映画の上映や講演会を開催するほか、多職種連携研修会等の在宅医療介護連携拠点事業に係る費用が主なものでございます。327ページをお願いいたします。3目認知症総合支援事業費につきましては、認知症施策推進大綱に沿って共生と予防を両輪とした取組を進め、認知症になっても住み慣れた地域で暮らしていけるよう、認知症の方やその家族を地域ぐるみで支援することのできる体制の構築を図るための経費で、市内2か所で毎月開催予定となっております。認知症カフェの運営の委託料や地域包括支援センターうららと神立に設置してあります認知症初期集中支援チームの委託料等が主なものとなります。329ページをお願いいたします。4款、1項基金積立金、1目介護給付費準備基金積立金につきましては、基金利子及び決算剰余金等を介護給付費準備基金へ積み立てるものでございます。330ページをお願いいたします。下の箱になります。5款諸支出金、2項繰出金、1目一般会計繰出金につきましては、重層的支援体制整備事業として一般会計に移行となりました地域包括支援センター運営事業、介護支援ボランティア制度事業、生きがい対応型デイサービス事業などの事業に係る1号被保険者、2号被保険者が負担すべき額につきましては、保険料や支払基金交付金として介護保険特別会計の歳入になりますことから、一般会計に繰り出すものでございます。

○**下村委員長** 委員の皆さん質問等ありますか。

○**目黒委員** 歳入のほうで、地域支援事業、介護予防日常生活支援総合事業、以外の地域支援事業というところで、重層的支援に移行すると言われたのですが、具体的にどのような内容が重層的になるのでしょうか。

○**塚本高齢福祉課長** 具体的に申し上げますと、地域包括支援センター事業で行っておりました事業、介護支援ボランティア制度の事業、市内8か所で行っております生きがい対応型デイサービス事業、その他シルバーリハビリ体操事業、介護予防応援事業、高齢者権利擁護推進協議会がございまして、そちらの運営のための事業費と地域包括支援センターの運営事業費等が主なものでございます。

○**目黒委員** 歳出のほうで同じように毎年、前年度比減ってるというのは、それとイコールというところが多いのでしょうか。

○**塚本高齢福祉課長** 基本的にはこれまで介護保険特別会計で行ってございまして、今の事業が一般会計に移行になりまして、その事業については1号被保険者、2号被保険者、そういった方の保険料等、あるいは支払基金から入ってくるものが一旦介護保

険特別会計に入ってきますので、それを一般会計に繰り出すということを行いますので、結果的にはトータルでマイナスになっているという状況です。

○**下村委員長** ほかにはよろしいでしょうか。私からでよろしいでしょうか。例えば具体的に言うと、土浦市にリハビリ病院ができました。土浦市内の真鍋のほうに。そうすると、あそこでやっていることは、例えば318ページのどの辺に当たりますか。介護的なサービス。あその中でやっていることは相当あるんだらうと思うのですが。

○**塚本高齢福祉課長** 318ページの保険給付費の部分でございしますが、こちらについては、3目施設介護サービス給付費に該当して、こちらの予算から支出ということになるものでございます。介護サービスというところです。

○**下村委員長** また、319ページ。サービス計画給付事業というのは、これはケアマネジャーの話ですか。

○**塚本高齢福祉課長** そのとおりでございまして、介護保険サービスを使う場合にはケアマネジャーが作成するケアプランが必要になります。その費用については、その被保険者の負担ではなくて、保険者の負担ということになりますので、その分の費用でございます。

○**下村委員長** 施設のケアマネジャーや訪問介護をしながらケアをするマネージャーが計画を立てたりするという。例えば施設規模によってケアマネジャーというのはどの程度の人数を受け持っていて、人数の受持ちと経費と言いますか、1人当たりはどのようでしょうか。

○**塚本高齢福祉課長** 特に一つの施設当たりどのぐらいいるかというのは手元に資料ございませんで、その施設によってまちまちなのかなと思います。1人で見られるプランを立てる状況というのは当然上限ございますので、無限にというわけにいきませんので、ある程度の規模については定められたものがあるかと思います。

○**下村委員長** その辺についてよく一般の市民の方から問合せと言いますか、ケアマネジャーさんが連絡をとっても連絡取れませんかよとよく言われる施設のところ。なぜかと言うと、ケアマネジャが忙しくて外出しているというのは、今度訪問介護のケアマネジャーさんとしての計画を説明してから来なければいけないとか、そういったことで全然忙しいんだよというような施設側の説明では外出、外出。そして、施設の一人一人のケアの仕方についての計画書を作成するか、そこで訪問介護をしているなど。費用の割に人手が不足していて、これだけの費用を払っているのかという、そういうふうに感じてしまうわけです。その辺りの把握をしていただきたいなど。一生懸命やっているのは分かります。それぞれの施設は大変一生懸命やっていると思います。しかしながら、ケアマネジャーというのは、少なればその方に負担がいつて、さらに利用する方が相談したくても相談できないとこれもちょっと。国のお金を

使いながら、おかしい現象になっているのかなというところも感じますので、少し聞いていただいて、調査をしていただければなど。というのは、受持ちをする適正な人数や、いわゆる1人当たりの経費など。1人作成すると、点数が1万点ぐらいいってしまいますか。点数で言うとそんな感じでしたよね。

○塚本高齢福祉課長 1人30人まで。マックスでは50名まで持てるようなのですが、30人を超えてくると1人当たりの単価が減額になってしまうというお話でございます。1件当たり作成料については1万5,000円ぐらいの金額があるようでございます。委員長おっしゃるように、ケアマネージャーさんは非常に忙しいです。と言いますのは、被保険者、介護を利用する方の状態が一番分かっている方がケアマネージャーさんということがございまして、実際にケアプランを作ったりなどというその点数になる部分と実際に訪問してその方の状態を見たりとか、そういった部分というのはお金にならない部分もかなりあるんだと思います。そういった部分も含めての作業になりますので、人件費の仕事の割には効率が悪いのかなというふうに思っております。そういった部分で、なかなか介護のなり手が少ないのかなと。これは一般質問の中で福田議員からも一般質問ございましたが、この介護職というのは人材確保が非常にネックになってございまして、その辺の部分が介護職がなかなか集まってこないという理由の一つになってくるのかなと。特にこのケアマネージャーについても資格が必要になりますので、なかなかハードル高くて誰でもできるという状況ではないので、非常に人数的には難しい状況に、不足をしているというのが現状になっていることかと思っております。その点については国のほうでもいろいろな加算を付けたりと、処遇改善ということで加算を付けたりということで、人材確保に努めているようでございますので、市といたしましてもそういった部分を見ながら人材の確保に努めてまいりたいと思っております。

○下村委員長 御説明のとおり人材不足であると思っております。その割に不足に対する補充がないということで、その辺の説明もありましたが、結局サービスを受ける側としては連絡が取れないのが一番困るんです。また、介護のケアマネージャーが作る計画書については、作りっ放しになってしまう。こちらから問合せができないし、する時にも相手がいらない。要するに忙しくて。それで、自分の持っている介護を受けるときのポイントがあるわけです。一月幾らという。そのポイントをどのように有効に使えるかという相談が出てきて、これでやっていきますと言われた時に困ってしまうと。自己負担が発生するわけです。そのため、その辺りも市のほうで少し頑張ってチェックを入れて欲しいなというより、その人材確保についての支援体制を整えていただければ有り難いなというふうに感じますので、土浦市においてよろしくお願いしたいなと思っております。要望でした。ほかにはございませんか。

(「なし」という声あり)

○**下村委員長** それでは、採決をいたします。議案第23号は原案どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○**下村委員長** 御異議なしと認めます。よって、議案第23号、令和5年度土浦市介護保険特別会計予算は原案どおり決しました。暫時休憩いたします。

(午前11時28分休憩)

(午前11時37分再開)

○**下村委員長** 再開いたします。つぎに、議案第33号、令和4年度土浦市国民健康保険特別会計補正予算(第3回)を議題といたします。資料は議案32号から37号をお開きください。執行部より御説明願います。

○**刈山国保年金課長** ページのほうは追加議案の49ページをお願いいたします。今回の補正につきましては、歳入歳出それぞれ2億4,569万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を141億4,949万6,000円とするものでございます。歳入から説明させていただきますので、54ページをお願いいたします。5款県支出金、1項、1目保険給付費等交付金、2節特別交付金の説明欄1項目、特定健診等負担金につきましては、特定健診等の実施に対する負担金、国3分の1、県3分の1で、申請額の確定に伴い減額補正するものでございます。同じく説明欄2項目、特定健診等負担金追加交付分につきましては、令和3年度の実績により当該負担金の額の確定による追加交付に伴い増額補正するものでございます。6款財産収入、1項、1目利子及び配当金につきましては、国保財政調整基金積立金の利子の見込額により増額補正するものでございます。7款繰入金、1項、1目一般会計繰入金、1節保険基盤安定繰入金、保険税軽減分につきましては、一般被保険者の低所得者に対する保険税軽減分を県と市で負担するための繰入れで、額の確定により減額補正するものでございます。減額の主な理由といたしまして、先ほど予算でも御説明させていただきましたとおり、令和4年度から賦課方式を3方式から平等割をなくして、2方式に変更いたしましたが、当初見込み時点では例年同様の算出方法で見込んでいたため、平等割の軽減相当分が過大な見込みとなったものでございます。2節保険基盤安定繰入金、保険者支援分につきましては、低所得者が多い国保保険者の支援分として国2分の1、県4分の1、市4分の1で負担するための繰入額の確定により減額補正するものでございます。4節出産育児一時金等繰入金につきましては、出産育児一時金支給額の市負担分3分の2相当額を繰り入れるもので、決算見込みにより減額補正するものでございます。7節保険基盤安定繰入金、未就学児均等割軽減分につきましては、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から制度化されました未就学児に係る均等割保険税の

5割軽減分の支援分として国2分の1、県4分の1、市4分の1で負担するための繰入れで、額の確定により増額補正するものでございます。つづきまして、歳出でございます。55ページをお願いいたします。1款総務費、1項、1目一般管理費、12節委託料の弁護士委託料につきましては、交通事故による第三者の不法行為に係る保険給付について、市の顧問弁護士委託するための委託料でございます。12月の定例会で訴訟の提起をお願いしたもので、令和4年度中の和解は困難なため減額補正をお願いするものでございます。2款保険給付費、4項、1目出産育児一時金、18節負担金の出産育児一時金負担金につきましては、決算見込みが当初見込みより下回ったことから減額補正をお願いするものでございます。5款保健事業費、1項、1目特定健診等事業費、12節委託料の検診委託料につきましては、決算見込額が当初見込みより下回ったことから減額補正をお願いするものでございます。つづきまして、56ページをお願いいたします。6款基金積立金、1項、1目、24節積立金の財政調整基金積立金につきましては、今回の補正予算の歳入と歳出の差額を財政調整基金積立金で調整するものでございます。

○**下村委員長** 委員の皆さんただ今の御説明に質問等ございますか。

○**福田委員** 55ページの出産育児一時金の負担金の減がありますけれども、これは出産見込みが大幅に少なかったということになりますか。

○**刈山高齢福祉課長** 議員さんおっしゃるとおりでございます。当初見込みよりも下がったために減額をお願いするものでございます。

○**福田委員** 見込みよりもどのぐらい少なかったんでしょうか。

○**刈山高齢福祉課長** 当初は120件の見込みでございました。それに対しまして、今回が85件までの見込みということで減らしております。当初見込みとしましては120人が出産するだろうという見込みでございましたところ、現在実績で63人出ておりました。その後3月までに22人が出産できるんじゃないかということで予想を立てて、決算見込みとしております。ですので、120引く85でございますので、35件分少なくなったと。あくまで見込みでございますので、出産できなくなったということではなく、いわゆる見込みよりも国保のほうで出産する予定の方が少なくなったということでございます。

○**福田委員** 少子化が国家的な問題、課題になっている中で、どういうふうに考えたらよろしいのかなというところなんですけど、どうお思いになりますでしょうか。

○**刈山高齢福祉課長** こちらの予算につきましては、過年度の実績等を見込んで人数等を見ております。ただ、国保での見方になってしまいますので、この時点では過去の経歴から120件、今回先ほどの予算では過去の実績から108件ということで若干減らしているというところでございます。今後コロナが収束してくれば。

○塚本保健福祉部長 非常に難しい問題でして、5月8日から新型コロナも基本方針等全てなくなっていくという状況で、落ち着きを見せている状況もありますので、この先は出産の人数も上がっていくんじゃないかなというふうに予想はしているところ です。

○福田委員 昨年でしたたでしょうか。史上最低だったというような報道もありましたけれども、いろんな意味で大きな問題であることは確かですので、何とか出生率がアップできるような、そういう努力を我々も含めてしてまいりたいと思います。

○下村委員長 ほかにはよろしいでしょうか。

(「なし」という声あり)

○下村委員長 ないようですので、採決をいたします。議案第33号は原案どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○下村委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第33号、令和4年度土浦市国民健康保険特別会計補正予算(第3回)は、原案どおり決しました。つぎに、議案第34号、令和4年度土浦市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3回)を議題といたします。執行部より御説明願います。

○刈山国保年金課長 議案第34号、令和4年度土浦市後期高齢者医療特別会計補正予算第3回について、御説明いたします。ページは57ページをお願いいたします。今回の補正は歳入歳出それぞれ502万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額22億1,287万6,000円とするものでございます。歳入から説明させていただきまますので、62ページをお願いいたします。3款繰入金、1項、2目保険基盤安定繰入金でございます。説明欄1項目の保険基盤安定負担金、低所得者の保険料軽減分繰入金につきましては、低所得者の保険料軽減分を公費で負担するための繰入れで、額の確定により減額補正するものでございます。また、説明欄2項目の同負担金、被用者保険被扶養者の保険料軽減分繰入金につきましては、後期高齢者医療制度加入前に会社の社会保険等の健康保険の被扶養者であった場合、加入後2年間に限り保険料が軽減となり、その分を公費で負担するための繰入れで、額の確定により増額補正するものでございます。つづきまして、歳出でございます。63ページをお願いします。2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項、1目後期高齢者医療広域連合納付金でございます。後期高齢者医療保険基盤安定納付金につきましては、低所得者等の保険料軽減に係る公費負担分を広域連合に納付するもので、額の確定により減額補正するものでございます。

○下村委員長 委員の皆さんただ今の説明に御質問等ありますか。

(「なし」という声あり)

○**下村委員長** それでは、採決をいたします。議案第34号は原案どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○**下村委員長** 御異議なしと認めます。よって、議案第34号、令和4年度土浦市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3回)は、原案どおり決しました。つぎに、議案第35号令和4年度土浦市介護保険特別会計補正予算(第3回)を議題といたします。執行部より御説明願います。

○**塚本高齢福祉課長** 議案第35号、令和4年度土浦市介護保険特別会計補正予算(第3回)につきまして、御説明させていただきます。64ページをお願いいたします。今回の補正につきましては、令和4年度の収支見込みに基づき、それぞれの予算科目において増減を行い、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,171万3,000円を追加し、予算の総額を125億6,249万円とするものでございます。69ページをお願いいたします。歳入でございます。1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料の1節現年度分特別徴収保険料につきましては収入見込額が当初見込額を下回ることが見込まれましたことから減額し、2節現年度分普通徴収保険料につきましては収入見込額が当初見込額を上回ることが見込まれましたことから増額するものでございます。3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金につきましては、国の交付決定に基づき増額するものでございます。2項国庫補助金、1目調整交付金につきましては、国の交付決定に基づき減額するものでございます。4目介護保険災害臨時特例補助金につきましては、東日本大震災による避難指示区域からの避難者の介護保険料軽減分に対する国からの補助で、国の補助額が示されたことから増額するものでございます。5目保険者機能強化推進交付金につきましては、市町村による高齢者の自立支援重度化防止等の取組を支援するための交付金で、国から交付額の内示がありましたことから増額するものでございます。6目介護保険者努力支援交付金につきましては、令和2年度に創設された交付金で、市町村による予防、健康づくり高齢者の自立支援、重度化防止等の取組を支援するための交付金で、国から交付額の内示がありましたことから、減額するものでございます。8目介護保険事業補助金につきましては、介護保険報酬改定等に伴うシステム改修に係る国からの補助金で、事業費の2分の1が交付されるものでございます。70ページをお願いいたします。4款、1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金につきましては、40歳から65歳未満の第2号被保険者の保険料で、支払基金からこれまでの実績に準じた交付決定がありましたことから減額するものでございます。5款県支出金、1項県負担金、1目介護給付費負担金につきましては、県の交付決定に基づき増額するものでございます。6款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金につきまし

では、介護給付費準備基金の利息で、科目計上のみであったことから増額するものがございます。7款繰入金、1項一般会計繰入金、1目介護給付費繰入金につきましては、当初の見込みよりも保険給付費が下回ることが見込まれたことから減額するものがございます。2目地域支援事業繰入金、介護予防日常生活支援総合事業につきましては、当初の見込みよりも保険給付費が上回ることが見込まれたことから増額するものがございます。4目低所得者保険料軽減繰入金につきましては、国、県の交付決定に基づき増額するものがございます。71ページをお願いいたします。上から二つ目の箱になります。2項基金繰入金、1目介護給付費準備基金繰入金につきましては、保険料収入や国県支出金等の歳出に対して不足が見込まれた場合、基金を取り崩して充当するもので、今回歳出に対して歳入が不足することが見込まれましたことから増額するものがございます。9款諸収入、2項雑入、2目返納金につきましては、介護給付費の返還金でございまして、返還額に合わせて増額するものがございます。つづきまして、歳出でございます。72ページをお願いいたします。3款地域支援事業費、1項、1目介護予防生活支援サービス事業費につきましては、当初の見込額を上回ることが見込まれましたことから増額するものがございます。2目介護予防ケアマネジメント事業費につきましても当初の見込額を上回ることが見込まれたことから増額するものがございます。4項その他諸費、1目審査支払手数料につきましても当初の支払が当初の見込額を上回ることが見込まれたことから増額するものがございます。4款、1項基金積立金、1目介護給付費準備基金積立金につきましては、基金運用利息や第1号被保険者延滞金、介護給付費返還金等を基金に積み立てするもので、当初の見込額を下回る見込みであることから減額するものがございます。

○**下村委員長** 委員の皆さん御質問等ありますか。ちょっと一つだけ。私からよろしいですか。69ページで保険料、現年度分の特別徴収保険料の減の原因について、分かる範囲で御説明いただければと思います。

○**塚本高齢福祉課長** こちらについては、当初見込みがちょっと多すぎたのかなというところがございますが、年度途中で所得の金額が変わったりしますと、特別徴収から普通徴収に変更になるということもございまして、所得の変動等も多少はあったのかなということを想定されます。そういったことで特別徴収が減額になり、普通徴収分が増えてるということが一つの要因ではないかなというふうに見込んでございます。

○**下村委員長** ということは、例えば特別徴収というのは会社員であったりということよろしいですか。

○**塚本高齢福祉課長** 介護保険料につきまして、特別徴収というのは年金からの天引きの部分について特別徴収ということで、直接納付書でお支払いいただくのが普通徴

収ということでございます。前年中の所得に変動があった場合等については、もらっている年金額が非常に少なくなってしまうと。保険料が増えた場合ですね。そういったことがありますことから、特別徴収から普通徴収に切り替えるというようなことでもございまして、特別徴収の額については、見込みよりも減ってしまったのかなというふうに見込んでございます。

○**下村委員長** そうすると、年金から特別徴収で引かれていたのが今度普通徴収になると自分で納めるようになるという、何か原因がそこにあるのかなと思うんですけど。

○**塚本高齢福祉課長** ただいま申し上げましたが、所得の変動ですね。例えば前年中に申告されてる金額にプラスアルファの部分があって、申告が漏れていたものを後々になって申告をすることによって増えたりとか、あるいは減額もそうなんですけれども、前年中の所得等の修正申告、あるいは更生等によりまして所得が変動すると特別徴収の金額が変わってまいりますので、普通徴収に切り替えるということでございます。

○**下村委員長** 8700万の減だから、何か大きい原因、要素があったのかなというふうに感じたものですから質問しました。

○**塚本高齢福祉課長** 第1号被保険者の部分ですので、65歳以上ということで、ほとんどの年金をもらっている方が特別徴収ということになろうかと思いますが、こちらの見込みについては、これまでの何年間かの伸び等々によって見込んでございます。その見込みについて当初の見込みほどは伸びなかったというのも大きな要因の一つではないかなというふうに思っております。

○**下村委員長** 介護保険は人によって、収入によって違うんでしょうけども、最大は幾らって決まっていますよね。

○**塚本高齢福祉課長** 保険料については、13段階に現在決まっております、一番高い方ですと年額で13万9,200円、一番安い方ですと年額1万3,900円ということで、13段階に分かれてございます。

○**下村委員長** 介護保険料で8,700万も減になってしまうこと自体が最初から計上の仕方が悪かったってことかなというふうに感じてしまうのですが、この辺について御説明いただければと思います。

○**塚本高齢福祉課長** 普通徴収、特別徴収とで分けてございまして、特別徴収は8,700万ということでございますが、普通徴収特別徴収については徴収の仕方についての違いでございますので、今回補正額として合わせて7,500万の減額ということでございます。その徴収の仕方が普通徴収か特別徴収かということでございますので、基本的に当初見込みより少なかったという金額については、7,545万6,0

00円になるのかなというふうに思っております。これがトータルの金額27億2,584万7,000円がトータルの見込額、当初の補正前の予算額でございますので、割合にしますと2.7%の割合になりますので、やむを得ない額なのかなというふうに私のほうでは見てございます。

○**下村委員長** 例えば7,500万って簡単に少なくなってしまうけれども、簡単に言うと13段階で13万9,200円が最高額ですよって言った時、何名の人なのと単純に計算しちゃったというか。そしたら結構な金額じゃないのと、人ですよ。人数というふうに感じてるわけです。そこら辺の感じ方、捉え方の違いだったのかな。私の捉え方がちょっとよくないのかもしれないんだけど。そんなところがちょっと知りたかったというところでもあります。後でもいいですけども、教えていただければ有り難いです。金額ですと減額になったんだと言いますが、金額としては介護保険は総額からいくと7,500万は大きい金額なのかなという、そういう発想でした。すいません。何か言いたいことお分かりになりましたか。

○**塚本高齢福祉課長** 先ほどの全体で先ほど申し上げましたとおり7,545万6,000円ですか。これを13万8,000円程度で割り返しますと546名分に当たるのかなというふうに思っております。このうちの1号被保険者については4万人ほどおりますので、4万人のうちの546人ということの金額になるので、単純にその数字的なお話になってしまいますけれども、そういう割合からするとやはりこちらについても1.3%ぐらいになってきますので、どうしてもその一人一人の積上げではなくて総額の推計で歳入を見込んでおりますので、どうしてもずれはある程度は出てしまうかなというふうに感じております。

○**下村委員長** 65歳超えてから介護保険を払いなさいと言っても、実は働くところがなければ介護保険料も払えないというようなことが発生してるのかということも考えられるのかなと思ったわけです。これは五百何名という簡単に割っていくとそういうことなんですけども、その特別徴収というところで、年金から普通に戻ったのが逆に言うと1,194万7,000円が増えてるわけですね。だからこういったことも増えてるということは、働き口がなかったっていう、何か変動があったわけだね。もしかすると。あと還付で減っているかもしれないし、増えているのは年収が増えたからどうなったかもしれないけども、よく分からない。そういった現象が起きてるのかなというところも想定できるのかなというふうに感じました。これはここで終わりにしましょう。ほかにはないでしょうか。

(「なし」という声あり)

○**下村委員長** ないようですので、採決をいたします。議案第35号は原案どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○**下村委員長** 御異議なしと認めます。よって、議案第35号、令和4年度土浦市介護保険特別会計補正予算(第3回)は、原案どおり決しました。以上で当委員会に付託された議案等の審査は終了いたしました。以上で、文教厚生委員会を閉会といたします。